

# **特定健康診査等実施計画〔第2期〕**

**佐賀県市町村職員共済組合**

**平成25年4月**

## 目 次

第一 目的.....	1
第二 佐賀県市町村職員共済組合の現況.....	2
第三 達成目標.....	3
1 特定健康診査の実施に係る目標	
2 特定保健指導の実施に係る目標	
3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標	
第四 特定健康診査等の対象者数.....	4
第五 特定健康診査等の実施方法.....	4
第六 個人情報の保護.....	6
第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知.....	7
第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し.....	7
第九 その他.....	7
別表 1 .....	8
別表 2 .....	10

## 第一 目的

我が国は、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化などに直面しており、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになった。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び支え手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められている。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて、当共済組合においても 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条の規定に基づき、第 2 期（平成 25 年度から平成 29 年度）の対象期間について定めるものとする。

## 第二 佐賀県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市役所、町役場及び一部事務組合等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っている。

平成 24 年 4 月 1 日における所属所数は 43 である。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は 8,970 人で、平均年齢は 42 歳である。

また、被扶養者等（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は 10,616 人で、平均年齢は 22 歳、男性が全体の約 4 割を占めている。

40 歳以上 75 歳未満の組合員は 5,453 人 (61%) 、被扶養者等は 2,251 人 (21%) である。

健康診断について、組合員にあっては、所属所の事業主健診又は当共済組合の人間ドックにより行っている。

所属所の事業主健診については、所属所が委託する健診機関で実施し、人間ドックについては、当共済組合が契約する 16 力所の健診機関で実施している。

また、被扶養者にあっては、市町村が実施する住民健診又は当共済組合の人間ドックにより実施している。

保健指導については、事業主健診及び人間ドック受診後、産業医等による所属所内での実施及び一部の健診機関で実施している。

第 1 期計画期間(平成 20~24 年度)の特定健康診査・特定保健指導の実施状況については、特定健康診査の実施率は、平成 23 年度時点で、国の参酌標準 80% を超える 80.1% となった。

特定保健指導の実施率は、毎年向上し平成 23 年度時点では 4.4% となり、更なる実施率の向上を目指す。

### 第三 達成目標

#### 1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の目標実施率については、国が定める保険者種別毎の目標値により、共済組合の目標値は 90% とする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおりである。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	共済組合の目標値
組合員	95.0	96.0	96.0	96.0	96.0	—
被扶養者	52.0	58.0	64.0	70.0	75.0	—
計	82.2	84.8	86.6	88.4	90.1	90.0

#### 2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 40% とする。

なお、この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）は次のとおり定める。

	組合員+被扶養者 (%)					
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	共済組合の目標値
40歳以上 対象者数(人)	7,828	7,852	7,832	7,789	7,659	—
特定保健指導 対象者数(人)	1,279	1,310	1,317	1,324	1,326	—
実施率	14.4	19.1	28.1	37.1	40.7	40.0
実施者数(人)	183	250	370	491	539	

#### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 29 年度において、前年の特定保健指導の実施により状態が改善し、特定保健指導の対象外となった者の割合を、25% とする。

## 第四 特定健康診査等の対象者数

### 1 特定健康診査

対象者数	(人)				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員(推計値)	5,485	5,524	5,507	5,500	5,503
被扶養者(推計値)	2,343	2,328	2,325	2,289	2,156

### 2 特定保健指導

対象者数	(人)				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員(推計値)	1,184	1,205	1,202	1,200	1,200
被扶養者(推計値)	95	105	115	124	126

## 第五 特定健康診査等の実施方法

### 1 実施の方法 (別表 1)

#### ① 特定健康診査

- ・組合員については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業主健診）の健診結果又は当共済組合が契約する人間ドック健診機関における人間ドックの健診結果の授受により特定健康診査の実施とみなす。
- ・被扶養者については、集合契約により健診委託した市町国保が実施する集団健診及び個別健診による特定健康診査の実施機関により実施する。

#### ② 特定保健指導

特定保健指導については、集合契約により委託した特定保健指導の実施機関及び個別契約による実施機関により実施する。

### 2 実施項目

実施項目については、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。（別表2）

### **3 実施時期**

実施時期について、特定健康診査は通年実施し、特定保健指導については、健診実施後に階層化を行い、特定保健指導実施から 6 カ月経過後（最長翌年の 11 月末まで）までとする。

### **4 契約形態**

#### **① 特定健康診査**

代表保険者を通じて健診委託契約を結び、被扶養者に係る集合契約に関する、健診等費用の決済及びデータの授受の代行機関として佐賀県社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

#### **② 特定保健指導**

代表保険者を通じて委託契約を結び、特定保健指導に係る集合契約に関する、費用の決済及びデータの授受の代行機関として佐賀県社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行う。個別契約により行う場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第 3 編第 6 章の考え方に基づきアウトソーシングする。

### **5 受診券・利用券の交付方法等**

#### **① 受診券の交付**

- ・組合員への受診券の交付は行わない。
- ・被扶養者については、組合員の住所地に直接送付する。

#### **② 利用券の交付**

- ・組合員は所属所を通じて配布し、被扶養者には組合員の住所地に直接送付する。
- ・利用券の交付とあわせて個人毎の生活習慣病発症の危険性について情報提供を行い、高血圧症及び糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。

### **6 周知や案内の方法**

当共済組合の広報誌を組合員に配布して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券の配布時に、案内を兼ねて周知を図ることとする。

## **7 事業主健診等の健診データの受領方法**

特定健康診査等データについては、国の定める電子的な標準様式又は紙データで受領するものとする。

## **8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法**

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる者を明確にし、対象者を優先に絞込みを行う。

## **9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項**

- ・年度当初に、被扶養者に対し、受診券と一緒に案内用チラシを同封し発送する。(利用券の発行については、年間を通じて随時発送する。)
- ・年度後半に、来年度の実施計画に基づいた予算を作成し、来年度の契約等を検討する。
- ・月間スケジュールとして、支払基金より送信される健診データの資格チェック、特定健康診査等に係る健診料等の支払、所属所から送付される健診結果に基づき、特定保健指導対象者抽出のための階層化・重点化等を行う。

## **第六 個人情報の保護**

### **1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等**

特定健康診査等データについては、当共済組合の特定健康診査等システムに最低5年間は管理・保管する。

### **2 記録の管理に関するルール**

当共済組合は、佐賀県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。

当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、個人情報保護管理者である事務局長とする。

また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

## **第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知**

本計画の周知については、当共済組合のホームページに掲載する。

## **第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し**

本計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成28年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

## **第九 その他**

所属所との連携については、特定健康診査等を円滑に実施していく上で、所属所との緊密な連携・協力体制を構築しておくことが必要不可欠であり、主に次の点について説明会等で連携・協力体制を要請する。

### **①事業主健診の結果の受領**

組合員の事業主健診の結果を、健診終了後1ヵ月以内に所属所から当共済組合へ送付依頼する。健診結果の受領については、当共済組合、所属所、健診機関の三者間で覚書を取り交わし、当共済組合が健診機関から直接受領する。

### **②被扶養者への受診案内**

被扶養者に対しては組合員の住所地に直接送付し受診案内を行う。被扶養者の住所地が組合員と異なる場合は、所属所・組合員を通じて被扶養者に手渡しできるよう依頼する。

### **③特定健康診査結果の分析・情報提供**

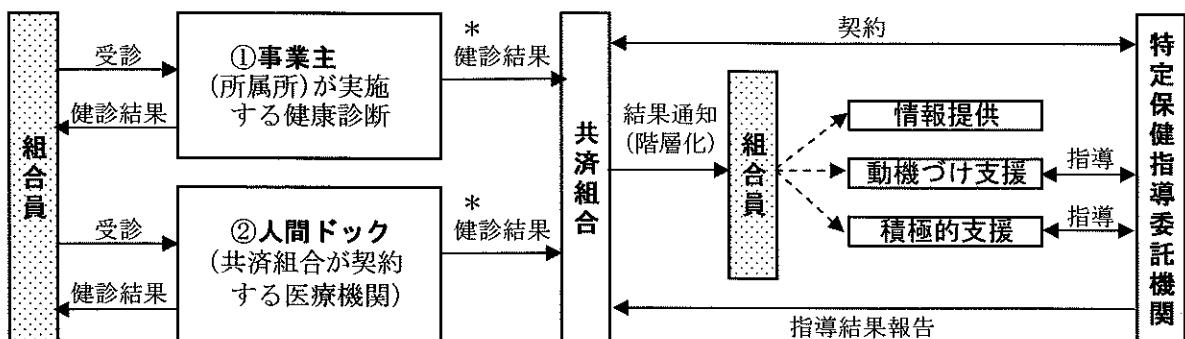
特定健康診査結果の分析・統計を行い、その結果について説明会等で所属所に対し情報提供を行う。

(別表1)

## 特定健康診査・特定保健指導受診方法

### <組合員>

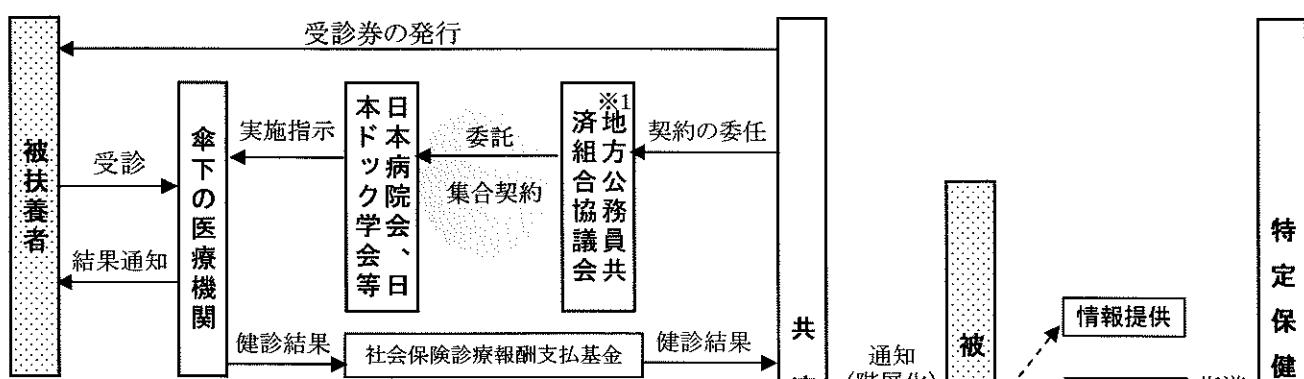
- ①事業主（所属所）が実施する労働安全衛生法に基づく健康診断を受診
- ②共済組合が実施する人間ドックを受診



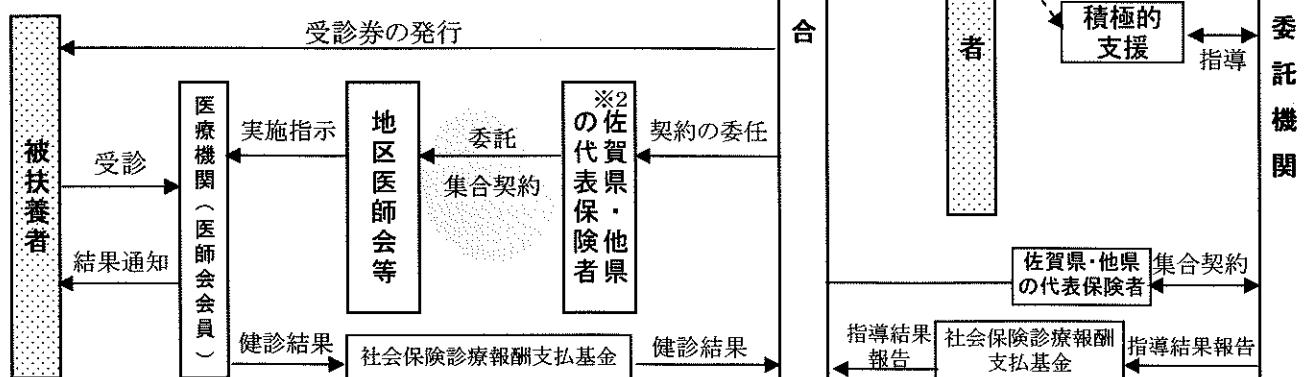
### <被扶養者>

- ①全国的な健診機関グループの利用
  - 地方公務員共済組合協議会が日本病院会等の各健診団体と集合契約した医療機関で特定健康診査を受診
- ②市町村国保の特定健康診査の実施機関を利用
  - 佐賀県及び被扶養者が居住する県の被用者保険の代表保険者が地区医師会等と集合契約した医療機関で受診

#### ①の受診方法



#### ②の受診方法



#### ※1 地方公務員共済組合協議会

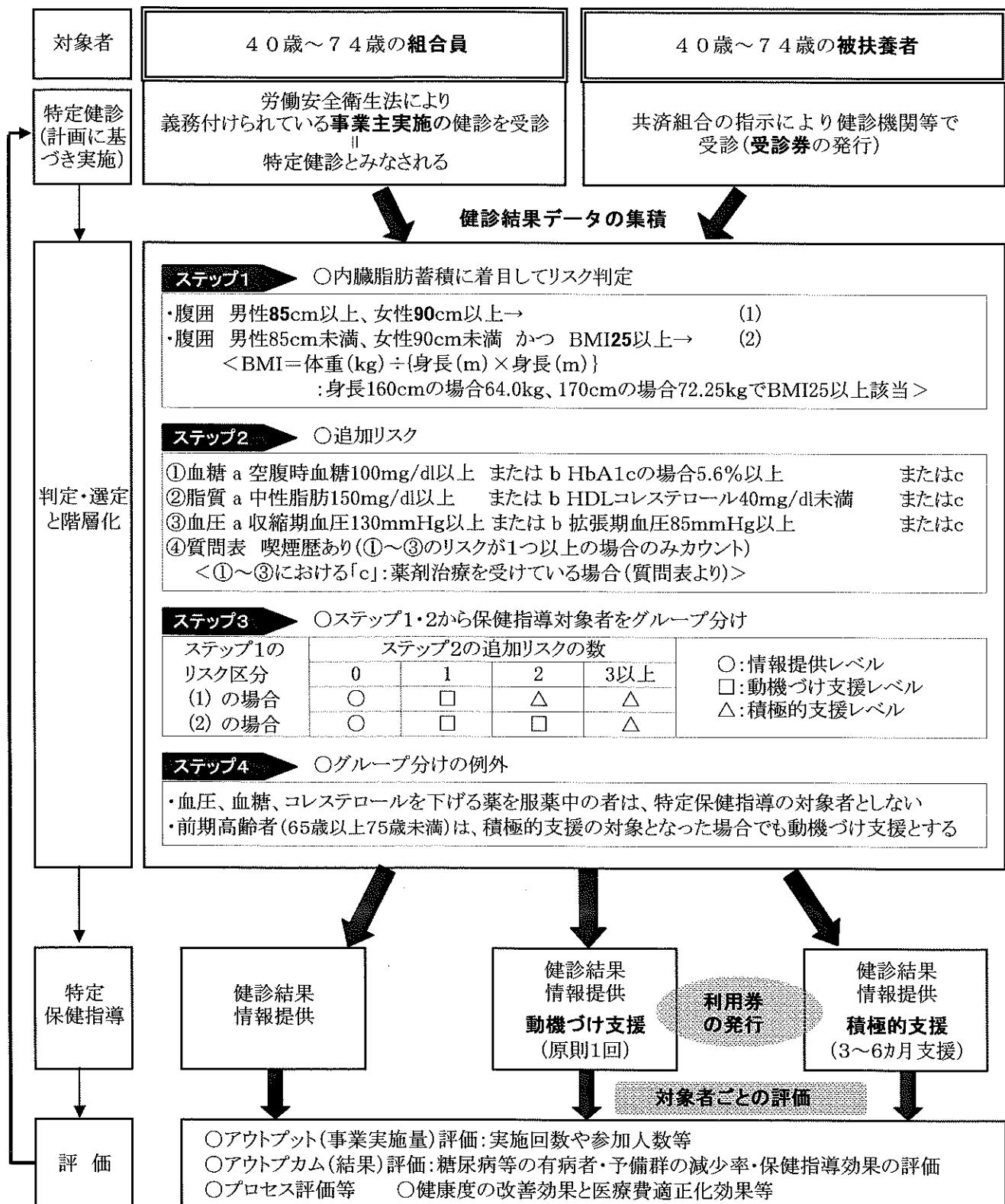
共済組合制度の健全な発展と組合員および年金受給者の福祉の向上を図ることを目的に設立され、市町村職員共済組合等の地方公務員グループで構成されている。

#### ※2 佐賀県・他県の代表保険者

各県に医療保険者(国民健康保険のほか、市町村職員共済組合をはじめとする共済組合、全国健康保険協会及び健康保険組合)で構成される保険者協議会を設置し、被用者保険の代表保険者を決定。

## 特定健診・保健指導の概要

40歳以上75歳未満の組合員・被扶養者（任意継続組合員を含む）については、共済組合の指示により受診していただくことになります。概要は下の図のようになります。



(別表2)

## 所属所の定期健康診断項目等一覧

検査項目		特定健康診査 (A)	労安法規則 (B)	所属所の定期健康診断(C)	
				事業主健診 (D)	付加健診 (E)
診察等	身体計測	質問	○	○	○
		身長	○	○	○
		体重	○	○	○
		B M I	○	○	○
		腹囲	○	○	○
		視力	○	○	○
		聴力	○	○	○
		理学的検査(身体診察)	○	○	○
血液検査	脂質	血圧測定	○	○	○
		胸部X線		○	○
		喀痰検査	□	□	
		中性脂肪	○	○	○
	血糖	HDLコレステロール	○	○	○
		LDLコレステロール	○	○	○
	肝機能	空腹時血糖	■	■	○
		ヘモグロビンA1C	■	■	○
		G O T	○	○	○
		G P T	○	○	○
		γ - G T P	○	○	○
検尿	貧血	赤血球数	□	○	○
		血色素量	□	○	○
		ヘマトクリット値	□		○
	糖	尿糖	○	○	○
		尿蛋白	○	○	○
血液検査	心機能	心電図検査	□	○	○
		眼底検査	□		
		腎			○
		尿素窒素			
	痛風炎症	血清クレアチニン			
		血清尿酸			
		白血球			
	肝機能	血小板			
		総ビリルビン			
		総蛋白			
		A L P			
		Z T T			
		A/G比			
		LDH			
		コリンエステラーゼ			
便尿	臍臓	アルブミン			
		アミラーゼ			
		大腸 便潜血(2日法)			
		尿潜血			

○…必須項目

□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■…いずれかの項目の実施で可

(A) 特定健康診査…高齢者の医療の確保に関する法律の規定による40歳以上75歳未満の者を対象に実施する健診項目  
 (B) 労安法規則…労働安全衛生法規則の規定による事業者(所属所)が実施する定期健康診断項目

(C) 所属所の定期健康診断…全組合員(人間ドック受診者を除く)を対象に実施計画する健診項目

(D) 事業主健診…(C)の所属所が計画実施する定期健康診断のうち、実施義務・費用負担が所属所にある健診項目

(E) 付加健診…(C)の所属所が計画実施する定期健康診断のうち、共済組合の費用負担となる特定健康診査の項目を

含む18検診項目を事業主健診に付加して実施した場合に生活習慣病予防検診助成として助成する検診項目